



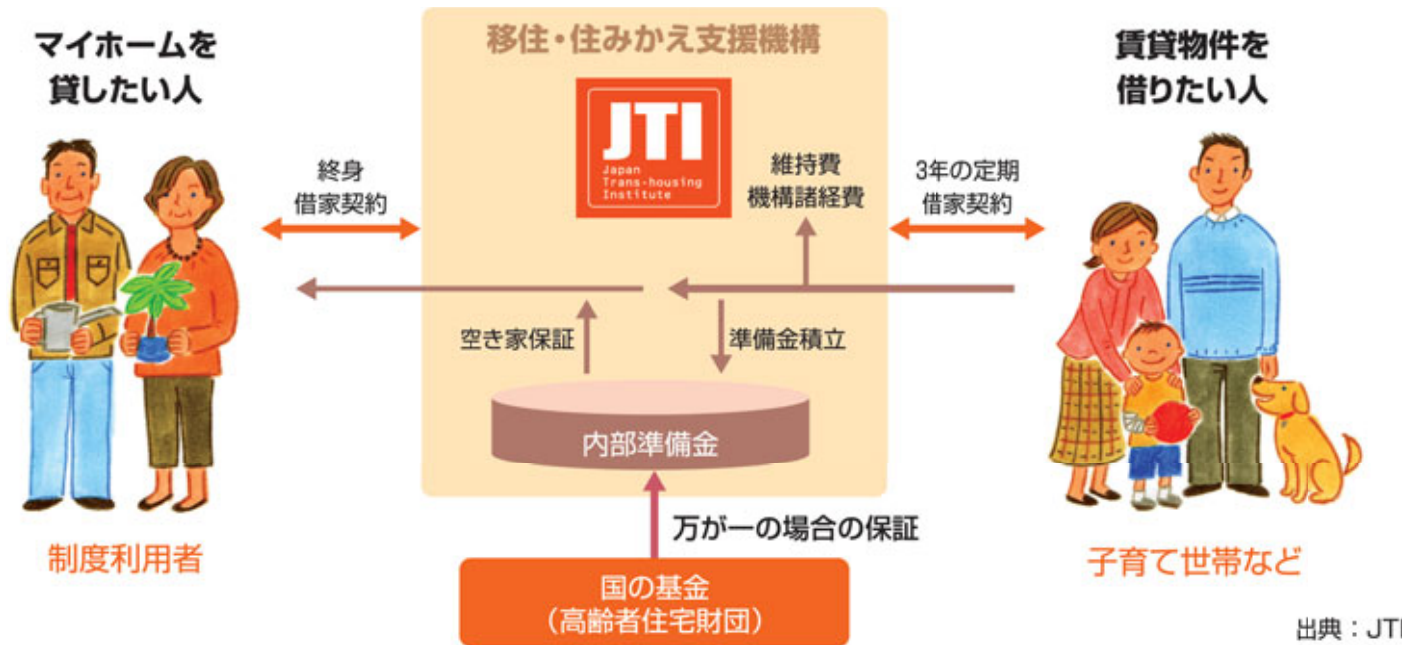
みとちゃん

水戸市は「マイホーム借上げ制度」をおすすめしています。

# 「マイホーム借上げ制度」のご案内

マイホーム借上げ制度は、シニア(50歳以上)の方のマイホームを一般社団法人 移住・住みかえ支援機構(JTI)※が最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料を保証するものです。これにより自宅を売却することなく住みかえや老後の資金として活用することができます。水戸市は、シニアの方の経済的な安定の確保と空き家対応の観点から「マイホーム借上げ制度」を応援しています。

※(一社)移住・住みかえ支援機構とは、国土交通省が管轄する(一財)高齢者住宅財団の住替支援保証業務の事業実施主体として認可を受けて、公的移住・住みかえ支援制度の実施・運営にあっている唯一の団体です。



## 貸すメリット

- 空室時でも安定した賃料収入が見込めます。
- 3年ごとの契約見直しのため、マイホームに戻ることも可能です。
- JTIに登録されたハウジングライフ(住生活)プランナーがサポートします。

## 借りるメリット

- 良質な住宅を、相場よりも安い家賃で借りられます。
- 敷金や礼金は必要ありません(契約時の仲介手数料等は必要)。
- 建物の一部について入居者が改修することができます(オーナーの了承が必要)。

## ご利用の条件

- 日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
  - 住宅に一定の耐震性が確保されていること
- ※耐震性を満たさない場合は、水戸市の耐震改修補助(上限50万円)を受けることができます場合があります。また、土地や建物に抵当権など設定されている場合、制度の利用をお断りする場合があります。

制度の詳細については下記ホームページからご覧いただけます。

一般社団法人 **移住・住みかえ支援機構**(JTI)

<http://www.jt-i.jp>

TEL:03-5211-0757 FAX:03-5211-3207



## こんなとき使えます!



お父さんが施設に入所することになって  
住んでいた家が空き家になってしまうけど、  
何かいい利用方法はないのかな?

マイホーム借上げ制度なら、JTIが制度利用  
者に代わり最長で終身借上げて転貸できま  
す。制度利用者が直接賃借人に関わることは  
なく、家賃未払い等のトラブルにも対応する  
ため安心です。



でも、入居者が退去して、  
次の人が入居するまで賃料は入らないんでしょ?

マイホーム借上げ制度なら、  
1人目の入居者が決定すれば、  
空室時も一定の賃料収入が保証されます。



それなら、お父さんの入所費用の  
一部をまかなうこともできて  
安心ね。

問合せ先

水戸市都市計画部住宅政策課（本庁舎東側臨時庁舎1階）

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

TEL: 029-232-9200 FAX: 029-232-9286

メール [sumai@city.mito.lg.jp](mailto:sumai@city.mito.lg.jp)